

# 株式会社ちゅピCOMひろしま 放送サービス契約約款

株式会社ちゅピCOMひろしま（以下「当社」という）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結されるデジタル放送サービスに関する契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によるものとします。

## 第1条（デジタル放送サービス）

当社は、そのサービス区域内で、光ファイバーまたは同軸ケーブルによる有線およびセットトップボックス（以下「STB」という）を使用した、次のサービスを提供します。ただし、(2)および(3)のサービスは、(1)のサービスの契約締結を条件として提供することとします。

- 基本番組サービス  
次の(イ)、(ロ)および(ハ)のサービスを提供します。
  - 民間放送のテレビジョン放送、ラジオ放送およびデータ放送の有線による同時再放送サービス。
  - NHKのテレビジョン放送、ラジオ放送およびデータ放送の有線による同時再放送サービス。
  - 有線による自主放送サービス。
- 有料番組サービス  
次の(イ)および(ロ)のサービスをデジタルテレビジョン放送で提供します。
  - (株)WOWOW（以下「WOWOW」という）のテレビジョン放送の有線による同時再送信サービス。
  - 基本番組サービスに付加した別料金に基づく番組（以下「有料番組」という）の有線による放送サービス。
- 当社と加入者が別途合意により定めるその他のサービス。

## 第2条（契約の単位）

加入契約は、引き込み端子ごとに行います。ただし、同一引き込み端子により複数世帯が加入する場合は契約の単位を各世帯とします（なお、ここでいう世帯とは一住居内において生活する単身者もしくは生計をともにする者の集まりとします）。

なお、同一引き込み端子から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

## 第3条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承諾のうえ、当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾通知を發したときに成立するものとします。ただし、当社は、加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
  - その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
  - 本施設の構築が困難であると判断される場合
  - 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
  - その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合
2. 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下「契約内容確認書」といいます）を加入申込者に交付します。

## 第4条（初期契約解除）

加入申込者は、契約内容確認書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

- 前項の規定による契約の解除は同項の文書を發したときにその効力を生じます。
- 第1項の規定により加入契約の解除を行った者は、加入契約金の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ加入契約の解除をする等悪意の意思をもって加入契約の申し込みを行った場合等、加入契約の申し込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- 前項の規定にかかわらず一旦加入契約が成立した後、引込線工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には、加入者は、その工事に要した全ての費用ならびに撤去に要した費用を負担するものとします。

## 第5条（最低利用期間）

基本番組サービスには、6箇月の最低利用期間があります。ただし、録画機能内蔵STBの最低利用期間は1年とします。

- 加入者は、サービス提供を開始した日の属する月を1と起算して6箇月の契約期間内に解約を行う場合には、当社が別途指定する支払期日までに、当社が別に定める料金表に従い、解約料を支払うものとします。
- 録画機能内蔵STBの利用については、利用を開始した日の属する月を1と起算して1年の契約期間内に解約または録画機能内蔵STBの利用を中止する場合には、当社が別途指定する支払期日までに、当社が別に定める料金表に従い、解約料を支払うものとします。
- 当社は、次に該当する場合、前二項の適用はしません。
  - 当社のサービス区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社の基本番組サービスの加入申込を行い、加入契約が成立した場合
  - 第25条第2項の規定により、当社が加入契約を解約する場合
  - 長期契約など何らかの特約により別途最低利用期間および解約料が定められた加入契約が行われた場合

## 第6条（契約の有効期間）

加入契約の有効期間は、契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社および、加入者のいずれからも何ら文書による意思表示がない場合には引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

なお、集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、当社は、同時に加入契約を解約するものとします。

## 第7条（加入契約金）

加入者は、加入契約が成立した場合には、当社が別に定める料金表に従い加入契約金を支払うものとします。

## 第8条（利用料）

加入者は、加入契約が成立した場合には、以下の種別毎に、当社が別に定める料金表に従い利用料を支払うものとします。

- 基本番組利用料  
基本番組サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から基本番組利用料を毎月支払うものとします。  
なお、STB利用料は基本番組利用料に含まれます。  
ただし、録画機能内蔵STBの利用については、基本番組利用料に含まれるSTB利用料とは別に、録画機能内蔵STBの利用料が必要となります。また、一部のコースを除き、番組ガイドの購読を希望する場合は、購読料が必要となります。
  - 有料番組利用料  
有料番組のサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月から有料番組利用料を毎月支払うものとします。
  - その他のサービス利用料  
当社と加入者が別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料を毎月支払うものとします。録画機能内蔵STBの利用料については、利用を開始した日の属する月の翌月から録画機能内蔵STB利用料を毎月支払うものとします。
2. 当社が、第1条に定めるサービスの内、加入者が契約しているサービスの全てを、月のうち継続して10日以上提供しなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合は、当該月の利用料は無料とします。ただし、天災地変その他当社の責めに帰すことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません）。
3. 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は、総務大臣に届出のうえ、利用料の改定をすることがあります。この場合、当社は、改訂月の1箇月前までにその旨を加入者に通知するものとします。
4. 日本放送協会（NHK）の定めによるテレビ受信料（衛星放送受信料を含む）およびWOWOWの視聴料は、当社が設定した利用料には含まれておりませんので、別途加入者がNHKおよびWOWOWにそれぞれお支払いください。

## 第9条（STB等の機器の貸与）

加入契約が成立した場合には、当社は、加入者にSTB等の機器（以下「当社機器」という）を貸与するものとします。

- 加入者は、別途配布する使用上の注意事項を厳守して当社機器を維持管理するものとします。
- 加入者の故意または過失により、当社機器を破損または紛失した場合には、修復または、補填に要する費用は加入者が負担するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は当社機器の交換を請求できません。
- 加入者は第24条に定める解約ならびに第25条に定める停止および解約の場合、速やかに当社機器を当社に返却するものとします。なお、加入者が当社に返却できない場合は、加入者は、別に定める料金表に従い損害金を当社に支払うものとします。
- 加入者は、当社が必要に応じて行う当社機器のバージョンアップ作業の実施に同意するとともに、その作業の実施について協力するものとします。

## 第10条（施設の設定および費用の負担等）

当社は、放送センターからテレビ受像機までの施設（以下「本施設」という）のうち、放送センターから保安器または光受信機（以下「V-ONU」という）までの施設（以下「当社施設」という）の設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、加入者は、加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事またはクロージャからV-ONUまでの引込工事の費用を負担するものとします。また、地下埋設等の特殊な工事を要する場合は、加入者は、その実費を負担するものとします。

- 加入者は、保安器またはV-ONUの出力端子からテレビ受像機（当社機器を除く）までの施設（以下「加入者施設」という）の設置工事（宅内工事）に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
- 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は、当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。
- 集合共同引込の建物内の加入の場合には、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、テレビ受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めに従うものとします。
- 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、別に定める料金表に従いその費用を負担するものとします。

## 第11条（支払い方法）

加入者は、加入契約金、利用料、工事費等について、当社が別途指定する支払期日までに、当社が別途指定する方法（当社が指定する金融機関の預金口座からの自動振替を原則とする）により支払うものとします。

- 利用料は月割りで（毎月1日より月末迄を1箇月の単位とします）計算とし、サービス開始時および解約時においても日割り計算はいたしません。

## 第12条（遅延損害金）

加入者は、料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算による）の割合により計算した支払い期日の翌日より完済にいたるまでの遅延損害金を、当社に支払うものとします。

ます。

### 第13条（免責事項）

当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償責任は一切負わないものとします。

- （1）天災、事変によってサービス提供が停止した場合
- （2）放送衛星、通信衛星の機能停止によってサービス提供が停止した場合
- （3）その他当社の責に帰することのできない事由によってサービス提供が停止した場合
- （4）録画機能内蔵STBの利用について、録画再生機能の不具合および録画物等（録画機能内蔵STBに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます）の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。その他当社の責に帰することのできない事由によって録画物等が消失した場合。

### 第14条（維持管理責任範囲）

当社は、当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

2. 加入者は、加入者施設について維持管理責任を負います。

### 第15条（設置場所の無償使用）

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有または占有する敷地、家屋および、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、加入契約の締結にあたって、地主、家主および、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

### 第16条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社がその業務を委託した第三者が本施設の検査および、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋および、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

### 第17条（禁止事項）

加入者は、個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する上映、ビデオデッキおよびその他の方法による複製、かかる複製物の上映ならびに、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

2. 加入者による加入契約上の権利および義務の譲渡、ならびに担保設定等の行為を禁止します。
3. 加入者が前二項に違反した場合、加入者は、当社または第三者に対し、違反時に遡りすべての損害を賠償するものとします。

### 第18条（故障）

当社または当社がその業務を委託した第三者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のテレビおよび、ステレオ等（以下「受信機」という）に起因する受信異常については、この限りではありません。

2. 加入者は、加入者施設の修復等に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復等に要する費用を負担するものとします。

### 第19条（一時休止）

加入者は、当社のサービスの提供の一時休止を希望する場合には、あらかじめその期間を定めて事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様にあらかじめ文書により申し出るものとします。

2. 前項の申し出があった場合、当社が承諾の通知を発したときに、その効力は生じることとします。申し出た期間または第4項に定める最長期間が満了した場合は、当然に、サービスの提供の一時休止は終了してサービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の一時休止はできないものとします。
3. 休止期間中の料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。なお、休止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
4. 第1項の一時休止期間は、最長6箇月間とします。

### 第20条（放送内容の変更）

当社は、やむを得ぬ事情により何ら通知を行うことなく放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

### 第21条（設置場所の変更）

加入者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先がサービス区域内に限り、引込線およびSTB、V・O・N・Uの設置場所を変更することができるものとします。

2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

### 第22条（名義変更）

当社は、相続または特に当社が認める場合に限り、加入者から名義変更届を受領することにより、名義変更を認めることができるものとします。

2. 前項の場合、新加入者となる者は、旧加入者の有する本件契約に関する権利義務の一切を引継ぐものとします。

### 第23条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとし、当社が第3条に準じた所定の審査を経て承諾通知を発したときに、変更契約が成立するものとします。変更契約の成立後、当社は、すみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。ただし、加入者からの申し出により月内（毎月1日から月末迄）に、当社が提供したサービスに関する利用料などの料金は、すべて1箇月分の料金とします。

2. 前項のほか、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。この場合の手続きは、前項に準じるものとします。

### 第24条（加入者側の解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。

2. 前項による解約の場合、加入者は、次の各号を予め承認するものとします。
  - （1）加入者は解約日の属する月の利用料等の料金を当社に支払うものとします。
  - （2）加入者は別に定める料金表に従い解約に要する費用を負担するものとします。
  - （3）当社は、加入者の住居もしくは敷地内に設置した当社施設および貸与した機器等を撤去しますが、加入者の住居または建物等の修復に要する費用等、一切の負担責任を負わないものとします。
  - （4）加入者は、当社施設の撤去工事が速やかに行われるよう協力すると共に、加入者側の事情により撤去工事が遅れた場合には、工事遅延に伴う損害を負担するものとします。
  - （5）解約の場合、当社は、加入契約金を返戻いたしません。

### 第25条（当社側の停止および解約）

当社は、加入者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠りまたはその他のこの約款に違反したときに相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に加入者がこれを是正しない場合、破産等の事実が発生した場合、手形・小切手等の不渡り処分を受けた場合および差押・強制執行の申立等を受けた場合には、加入者に何ら催告なしに、サービス提供の停止または加入契約を解約することができるものとします。また、この場合、当社から加入者への通知催告等がなくても、加入者は当社に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。

2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責めにも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解約できるものとします。
3. 前二項により停止あるいは加入契約を解約した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。
4. 停止の場合の料金は第19条第3項の規定を、解約の場合の料金は第24条第2項の規定をそれぞれ準用します。

### 第26条（B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて）

B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2. C-CASカードを必要とするSTBを利用する加入者は、STB1台に付き1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。
3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。

### 第27条（加入者個人情報の取扱い）

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針、平成16年4月2日閣議決定）、および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号、以下「指針」という）に基づき、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）およびこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページおよび文書を当社内の閲覧可能な箇所に設置することにより公表します。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

### 第28条（加入者個人情報の利用目的等）

当社は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- （1）サービス契約の締結
- （2）サービス料金の請求
- （3）サービスに関する情報の提供
- （4）サービスの向上を目的とした視聴者調査
- （5）受信装置の設置およびアフターサービス

- (6) サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
- (7) サービスの提供に関連しての第三者への提供（第3項に該当する場合に限る）
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
3. 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
  - (1) 加入者本人が書面等により同意した場合
  - (2) 加入者本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ加入者本人に通知し、または宣言書に定めて加入者本人が容易に知り得る状態においたとき
    - (イ) 第三者への提供を利用目的とすること
    - (ロ) 第三者に提供される加入者個人情報の項目
    - (ハ) 第三者への提供の手段または方法
  - (ニ) 加入者本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
- (3) 第29条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
- (4) 第30条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
4. 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、加入者本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、加入者本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、または加入者本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を加入者本人に対して通知します。
  - (1) 加入者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすまたはおそれがある場合
  - (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (4) 他の法令に違反することとなる場合

### 第29条（加入者個人情報の共同利用）

- 当社は、前条第1項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。
2. 当社は、第3条第1項第1号から第5号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、または第25条第1項もしくは第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾または解除事由に該当する事実および当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者および当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第3条第1項または第25条第1項もしくは第2項の要件に該当するか否かの判断に限りします。
3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においては当社および当社の代理人が、ならびに前項の場合においては、当社、当社の代理人および他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名または名称は宣言書に定めます。

### 第30条（加入者個人情報の取扱いの委託）

- 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。
2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
3. 当社は、第1項の委託先との間で、第28条第4項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第2項および第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

### 第31条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理およびその他指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

### 第32条（加入者本人による開示の求め）

- 加入者本人は、当社または当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、加入者本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。
2. 当社および当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（加入者本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。

- (1) 加入者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 当社または当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部または一部について開示しない場合は、加入者本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

### 第33条（加入者本人による利用停止等の求め）

- 加入者本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社または当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
- (1) 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加または削除
  - (2) 加入者個人情報の利用の停止
  - (3) 加入者個人情報の第三者への提供の停止
2. 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
  3. 当社または当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）およびその理由を、加入者本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

### 第34条（加入者本人確認と代理人による求め）

- 当社は、第28条第5項、第32条第1項または第33条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が加入者本人または次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。
2. 加入者本人は、第28条第5項、第32条第1項または第33条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

### 第35条（加入者本人の求めに係る手数料）

- 当社は、第28条第5項および第32条第1項の求めを受けた場合は、別に定める手数料を請求します。
2. 前項の手数料は、当社から加入者本人（加入者に限る）に対して、通知または開示をした月の利用料と合わせて収納します。
  3. 加入者の代理人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

### 第36条（苦情処理）

- 当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
2. 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

### 第37条（加入者本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口）

当社は、第28条第5項、第32条第1項または第33条第1項に基づく求め、第36条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

### 第38条（保存期間）

当社および当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別に定め、これを超過した加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

### 第39条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

- 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を加入者本人に通知します。
2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損があった場合には、速やかにその事実関係および再発防止対策につき公表します。
  3. 前二項の規定は、通知または公表することにより、第32条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

### 第40条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

### 第41条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

### 第42条（約款の改正）

- この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。
2. 前項の場合、当社は、別途加入者へ通知するものとします。

### 付 則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
2. 一括加入、業務用等については別に定めます。
3. この約款は、平成29年1月1日より施行します。

# 株式会社ちゅピCOMひろしま インターネット接続サービス契約約款

株式会社ちゅピCOMひろしま（以下当社という）と当社が提供するインターネット接続サービスの提供を受ける者との間に締結される契約は以下の条項によるものとします。

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

当社は、このインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）、並びに当社が別に定める料金により、インターネット接続サービスを提供します。

### 第2条（約款の変更）

この約款は、契約者の承認を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### 第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う当社が提供する電気通信サービス
6 インターネット接続サービス取扱所	1 インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する加入契約事務を行う者の事業所
7 加入契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための加入契約
8 加入者	当社と加入契約を締結している者
9 加入者回線	当社との加入契約に基づいて設置される電気通信回線
10 I D	英数字及び記号の組み合わせであって、契約者を識別するために当社が付与する I P アドレス等の符号
11 パスワード	英数字及び記号の組み合わせであって、契約者を認識するために I D と対応して当社が付与する初期符号及び、契約者自身が当社所定の手続きにより設定変更した当該符号
12 端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内であるもの
13 端末接続装置	端末設備と間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
14 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
15 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
17 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
18 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 加入契約

### 第4条（インターネット接続サービスの種類等）

加入契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

### 第5条（加入契約の単位）

加入契約は、引込端子ごとに行います。ただし、同一引込端子により複数世帯が加入する場合は契約の単位を各世帯とします（なお、ここでいう世帯とは一居住内において生活する単身者もしくは生計をともにする者の集まりとします）。なお、同一引込端子から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

### 第6条（最低利用期間）

インターネット接続サービスには、一年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。

2 加入者は、前項の最低利用期間内に加入契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

### 第7条（加入者回線の終端）

当社は、加入者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

### 第8条（加入契約申込みの方法）

加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書を加入契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- （1）料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
- （2）加入者回線の終端とする場所
- （3）その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

### 第9条（加入契約申込みの承諾）

当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - （1）加入者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - （2）加入契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - （3）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### 第10条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承諾のうえ、当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾通知を発したときに成立するものとします。ただし、当社は、加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- （1）加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
  - （2）その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
  - （3）本施設の構築が困難であると判断される場合
  - （4）加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
  - （5）その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合
2. 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面(以下、「契約内容確認書」といいます)を加入申込者に交付します。

### 第11条（初期契約解除）

加入申込者は、契約内容確認書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による契約の解除は同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 第1項の規定により加入契約の解除を行った者は、加入契約金の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ加入契約の解除をする等悪意の意思をもって加入契約の申し込みを行った場合等、加入契約の申し込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4. 前項の規定にかかわらず一旦加入契約が成立した後、引込線工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には、加入者は、その工事に要した全ての費用ならびに撤去に要した費用を負担するものとします。

### 第12条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

加入者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（加入契約申込みの方法）及び前条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

### 第13条（加入者回線の移転）

加入者は、加入者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、加入者回線の移転を請求できます。

- 2 加入者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、加入契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

### 第14条（インターネット接続サービスの利用の一時休止）

当社は、加入者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時休止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。最長休止期間は別途定める期間以内とします。

### 第15条（その他の加入契約内容の変更）

当社は、加入者から請求があったときは、第8条（加入契約申込みの方法）第3号に規定する加入契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

### 第16条（譲渡の禁止）

加入者が加入契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

### 第17条（加入者が行う加入契約の解除）

加入者は、加入契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

- 前項による加入契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴う撤去工事費用及び、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
- 加入契約解除の場合当社の交換設備等に保存されている当該加入者に属するメール、データ等は加入契約解除の翌日以降当社が消去します。

#### 第18条（当社が行う加入契約の解除）

- 当社は、次の場合には、その加入契約を解除することがあります。
- （1）第29条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた加入者が、なおその事実を解消しないとき。
  - （2）第29条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその加入契約を解除することがあります。
  - （3）電気通信回線の地中化等、当社又は加入者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
  - （4）休止期間が満了した後も利用の再開をしないとき。
- 当社は、前項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。
  - 当社は、第1項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴う撤去工事費用及び、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

### 第3章 付加機能

#### 第19条（付加機能の提供、変更、解消等）

- 当社は、加入者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。その場合、当社は第9条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 加入者は付加機能の変更または解除をしようとするときはその旨を当社所定の方法により申し込むものとします。
  - 当社は加入契約が解除されたとき、付加機能の提供を終了します。

### 第4章 端末設備等

#### 第1節 端末設備

#### 第20条（端末接続装置の提供等）

- インターネット接続サービスを受けるために必要な端末接続装置は、当社が加入契約に基づき設置します。
- 加入者は、端末接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用し、加入契約が終了したときは、当社に返還するものとします。
  - 加入者は、次の各号の行為はできないものとします。万一反違反した場合当社は加入契約の解除及び損害金を請求する権利を有するものとします。
    - （1）本来の用法によらない方法で、当社のインターネット接続サービスを不正に受けたり、受けること。
    - （2）端末接続装置を転貸、譲渡、質入れ等すること。
    - （3）第13条（加入者回線の移転）の場合を除き、端末接続装置を定められた場所から移動したり、加入者回線を接続変更すること。
    - （4）端末接続装置を分解したり、変更を加えること。
  - 加入者は、端末接続装置の性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、端末接続装置の交換を請求できないものとします。
  - 当社は端末接続装置の老朽化又は性能が劣化した場合、当社の費用負担により端末接続装置を取り替え又は改修できるものとし、加入者はこれに協力するものとします。
  - 加入者は加入者の故意、過失、又は第三者の行為による端末接続装置の損傷、紛失等があった場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとします。
  - 加入者は、返還までに生じた端末接続装置のき損、盗難、滅失について、加入者の責に帰すべき場合には、当社に対して代替機器の購入代価又は修理代相当額を、損害賠償として支払うものとします。

#### 第21条（端末接続装置の設置場所）

当社は、端末接続装置を原則として加入者が指定する場所に設置するものとします。

#### 第2節 自営端末設備

#### 第22条（自営端末設備の接続）

- 加入者は、その加入者回線の端末において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線に自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定したものをいいます）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き請求を承諾します。
    - （1）その接続が技術基準に適合しないとき。
    - （2）その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
  - 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの

検査を行います。

- 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 加入者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- 加入者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- 加入者は、その加入者回線に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知しなければなりません。

#### 第23条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

- 当社は、加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にその自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- 前項の検査を行う場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。
  - 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、加入者はその自営端末設備を加入者回線から取り外さなければなりません。

#### 第24条（自営電気通信設備の接続）

- 加入者は、その加入者回線の端末において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面によりその接続を請求をしていただきます。
- 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
    - （1）その接続が技術基準に適合しないとき。
    - （2）その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難になることについて総務大臣の認定を受けたとき。
  - 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
  - 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - 加入者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
  - ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
  - 加入者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
  - 加入者は、その加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知しなければなりません。

#### 第25条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合はその他の電気通信設備サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査について、第23条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

### 第5章 回線相互接続

#### 第26条（回線相互接続の請求）

- 加入者は、その加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
- 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の加入契約約款等によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。

#### 第27条（回線相互接続の変更・廃止）

- 加入者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
- 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

### 第6章 利用中止、利用停止及び禁止事項

#### 第28条（利用中止）

- 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することができます。
- （1）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - （2）第31条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
  - （3）ID又はパスワードの漏えいが想定される事態を発見したとき。
- 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することができます。
  - 前2項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。



## 第29条 (利用停止)

当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったもの）に限ります。以下この条において同じとします）を支払わないときはその料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- 1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
  - 2) 加入契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
  - 3) 第30条（禁止事項）に規定される事項及び違法に、または明らかに公序良俗に反する態様においてインターネット接続サービスを使用したとき。
  - 4) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてインターネット接続サービスを使用したとき。
  - 5) 第61条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反したとき。
  - 6) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - 7) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
  - 8) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2) 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を加入者に通知します。

## 第30条 (禁止事項)

加入者は、当社が提供するインターネット接続サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- 1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 4) 詐欺、児童売買、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- 5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- 6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- 7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- 8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- 9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- 10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- 11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- 12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- 13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- 14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- 15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- 16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- 17) 人の殺害現場の画像等の残酷な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- 18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- 19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- 20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- 21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

## 第7章 利用の制限

### 第31条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

- 2) 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3) 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるファイル交換ソフトの利用等、当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当て帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。
- 4) 当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用を使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

## 第8章 料金等

### 第1節 料金

#### 第32条 (料金の適用)

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入金、利用料、端末接続装置使用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に係る費用とし、料金表に定めるところによります。

- 2) 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

### 第2節 料金の支払義務

#### 第33条 (利用料等の支払義務)

加入者は、その加入契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して、加入契約の解除があった日（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した月と解除又は廃止があった月が同一の月である場合は一ヶ月間とします）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします）を支払を要します。

- 2) 前項の期間において、利用の一時休止等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- 1) 利用の一時休止をしたときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
  - 2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- 前二号の規定によるほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
加入者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについて利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます）。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについて利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます）。

- 3) 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### 第34条 (加入金の支払義務)

加入者は、第8条（加入契約申込の方法）の規定に基づき加入契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入金の支払を要します。

#### 第35条 (手続きに関する料金等の支払義務)

加入者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその加入契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### 第36条 (工事に係る費用の支払義務)

加入者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に係る費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその加入契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 2) 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第3節 割増金及び延滞利息

### 第37条 (割増金)

加入者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

### 第38条 (延滞利息)

加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

## 第9章 保守

### 第39条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### 第40条 (加入者の維持責任)

加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

### 第41条 (設備の修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急を行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

### 第42条 (加入者の切分け責任)

加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

- 前項の確認に際して、加入者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。
- 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を加入者にお知らせした後において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第10章 損害賠償

### 第43条 (責任の制限)

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。

- 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が加入契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします）の前6料金月の一日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

### 第44条 (免責)

当社は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

- 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、又は復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます）の設定又は変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第11章 個人情報保護

### 第45条 (ID及びパスワードの管理責任)

契約者は、自己のID及び、これに対応するパスワードの使用及び管理について全ての責任を負うものとします。

- 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。
- 契約者は、第1項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のID及びこれに対応するパスワードを使用し、インターネット接続サービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。

### 第46条 (通信の秘密の保護)

当社は、インターネット接続サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、インターネット接続サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲のみ使用又は保存します。

- 当社は、刑事訴訟法第218条その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

### 第47条 (加入者個人情報の取扱い)

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針、平成16年4月2日閣議決定）、および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号、以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）およびこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

- 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「加入者本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページおよび文書を当社内の閲覧可能な箇所に設置することにより公表します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

### 第48条 (加入者個人情報の利用目的等)

当社は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- サービス契約の締結
  - サービス料金の請求
  - サービスに関する情報の提供
  - サービスの向上を目的とした視聴者調査
  - 端末設備、端末接続装置等の設置およびアフターサービス
  - サービスの利用状況等に関する各種統計処理
  - サービスの提供に関連しての第三者への提供（第3項に該当する場合に限る）
- 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
    - 法令に基づく場合
    - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることが困難であるとき
    - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることが困難であるとき
    - 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
    - 加入者本人が書面等により同意した場合
    - 加入者本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ加入者本人に通知し、または宣言書に定めて加入者本人が容易に知り得る状態においたとき
      - 第三者への提供を利用目的とすること
      - 第三者に提供される加入者個人情報の項目
      - 第三者への提供の手段または方法
    - 加入者本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
    - 第49条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
    - 第50条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
  - 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合には、加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、必要かつ適切な監督を行います。
  - 当社は、加入者本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、加入者本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、または加入者本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を加入者本人に対して通知します。
    - 加入者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすまたはおそれがある場合
    - 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれ

- があるとき  
(4) 他の法令に違反することとなる場合

#### 第49条（加入者個人情報の共同利用）

- 当社は、前条第1項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。
- 当社は、第9条第3項第1号から第3号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、または第18条第1項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾または解除事由に該当する事実および当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者および当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第9条第3項または第18条第1項に該当するか否かの判断に限りです。
  - 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においては当社および当社の代理人が、ならびに前項の場合においては、当社、当社の代理人および他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名または名称は宣言書に定めます。

#### 第50条（加入者個人情報の取扱いの委託）

- 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。
- 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
  - 当社は、第1項の委託先との間で、第48条第4項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
  - 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第2項および第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

#### 第51条（安全管理措置）

- 当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理およびその他指針第10条から第15条までに定める措置をとります

#### 第52条（加入者本人による開示の求め）

- 加入者本人は、当社または当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、加入者本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。
- 当社および当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（加入者本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。
    - 加入者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - 当社または当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
    - 他の法令に違反することとなる場合
  - 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部または一部について開示しない場合は、加入者本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

#### 第53条（加入者本人による利用停止等の求め）

- 加入者本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社または当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
- 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加または削除
  - 加入者個人情報の利用の停止
  - 加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
  - 当社または当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）およびその理由を、加入者本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

#### 第54条（加入者本人確認と代理人による求め）

- 当社は、第48条第5項、第52条第1項または第53条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が加入者本人または次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。
- 加入者本人は、第48条第5項、第52条第1項または第53条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

#### 第55条（加入者本人の求めに係る手数料）

- 当社は、第48条第5項および第52条第1項の求めを受けた場合は、別に定める手数料を請求します。
- 前項の手数料は、当社から加入者本人（加入者に限る）に対して、通知または開示をした月の利用料と合わせて収納します。
  - 加入者の代理人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

#### 第56条（苦情処理）

- 当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
- 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

#### 第57条（加入者本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口）

- 当社は、第48条第5項、第52条第1項または第53条第1項に基づく求め、第56条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問

い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

#### 第58条（保存期間）

当社および当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

#### 第59条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

- 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を加入者本人に通知します。
- 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損があった場合には、速やかにその事実関係および再発防止対策につき公表します。
  - 前二項の規定は、通知または公表することにより、第52条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

## 第12章 雑則

#### 第60条（承諾の限界）

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第61条（利用に係る加入者の義務）

- 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。
- この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。
- 加入者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
  - 加入者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続、もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
  - 加入者は、故意に加入者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
  - 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
  - 加入者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
  - 加入者は、前四項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。

#### 第62条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第63条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

- 加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
- 加入契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとし

#### 第64条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び加入者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

#### 第65条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

#### 第66条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第67条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附則 この約款は、平成30年1月1日より施行します。